

平成29年12月12日
熊本復興事務所
熊 本 県

たわらやま
俵山トンネルルート(県道熊本高森線)

12月14日(木)に鳥子地区の部分開通を行います。

～ 急カーブ、急勾配のある迂回路区間を解消。より安全安心な道路へ。～

- 俵山トンネルルート(県道熊本高森線：西原村小森～南阿蘇村河陰)は、大規模災害復興法に基づく代行事業として国土交通省九州地方整備局が災害復旧を進めており、平成28年12月24日には、一部旧道を通る迂回路での開通を行いました。
- 現在、鳥子地区では12月11日(月)から交通規制を行い、村道(旧道)から現道への切替えを行うための工事を実施しているところです。このたび、鳥子地区における工事調整の結果、完成時期について目処が立ったのでお知らせします。
- 作業期間中はご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【部分開通の概要】

- ・ 日 時：平成29年12月14日(木) 9時頃予定

※開通時間については、気象状況などにより前後する可能性があります。

- ・ 区 間：西原村鳥子地区(延長：約2.3km)

※なお、規制区間(西原村鳥子～南阿蘇村河陰地区)：俵山トンネル～南阿蘇トンネル区間(延長：約3.7km)も部分開通と同時に開放いたします。

■問い合わせ先：

九州地方整備局 熊本復興事務所 副所長 今村 隆浩

TEL：0967-67-2017 (代表)

熊本県土木部 道路都市局 道路保全課 審議員 坂本 龍哉

TEL：096-383-1111 (代表)



部分開通区間
(鳥子地区)

L=約2.3km

H29.12.14 9時～

全面通行止め区間
(俵山・南阿蘇トンネル区間)

L=約3.7km

H29.12.11～H29.12.14

切替え後通行止め

12/11～12/14
切替え工事

切替え後通行止め

鳥子地区

4t以上離合困難

俵山トンネルルート
権限代行区間(L=約10km)

村道ルート迂回路

H29.12.11～H29.12.14

凡例

- 通行可能(4t車以上離合困難)
- H28年12月24日開通
- 工事完了後、通行可能となる区間
- 対策継続中(通行可能時期未定)

■ 詳細図

